

河川法第4条第1項の 一級河川の指定等について

水管理・国土保全局
水 政 課
令和5年7月28日

河川の管理区分について

一級河川 ※ 河川管理者は、国土交通大臣
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

指定区間外(直轄管理区間) (国土交通大臣管理)
一級河川の中でも重要度の高い区間。

指定区間 (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)
国土交通大臣が指定。

二級河川 ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

準用河川 (市町村長管理)
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

普通河川 (市町村長管理)
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

一級河川指定等の根拠条文

河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

※1 既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

（平成24年10月30日開催
河川分科会資料より）

※2 河川の名称変更は、地元自治体から要望があつて、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行っている。

（令和2年6月30日開催
河川分科会資料より）

一級河川指定等(案)の全国位置図

① 石狩川水系
カネオペット川、白金川

② 阿武隈川水系
阿由里川

④ 筑後川水系
法司川

③ 利根川水系
小藪川

今回の一級河川指定等(案)

(1) 新規 (1水系) 1河川 2.8 km
(2) 変更 (3水系) 4河川 1.0 km

合計 5河川 3.8 km

①石狩川水系カネオペツ川、^{がわ}白金川^{しろがねがわ}

河川指定等の概要

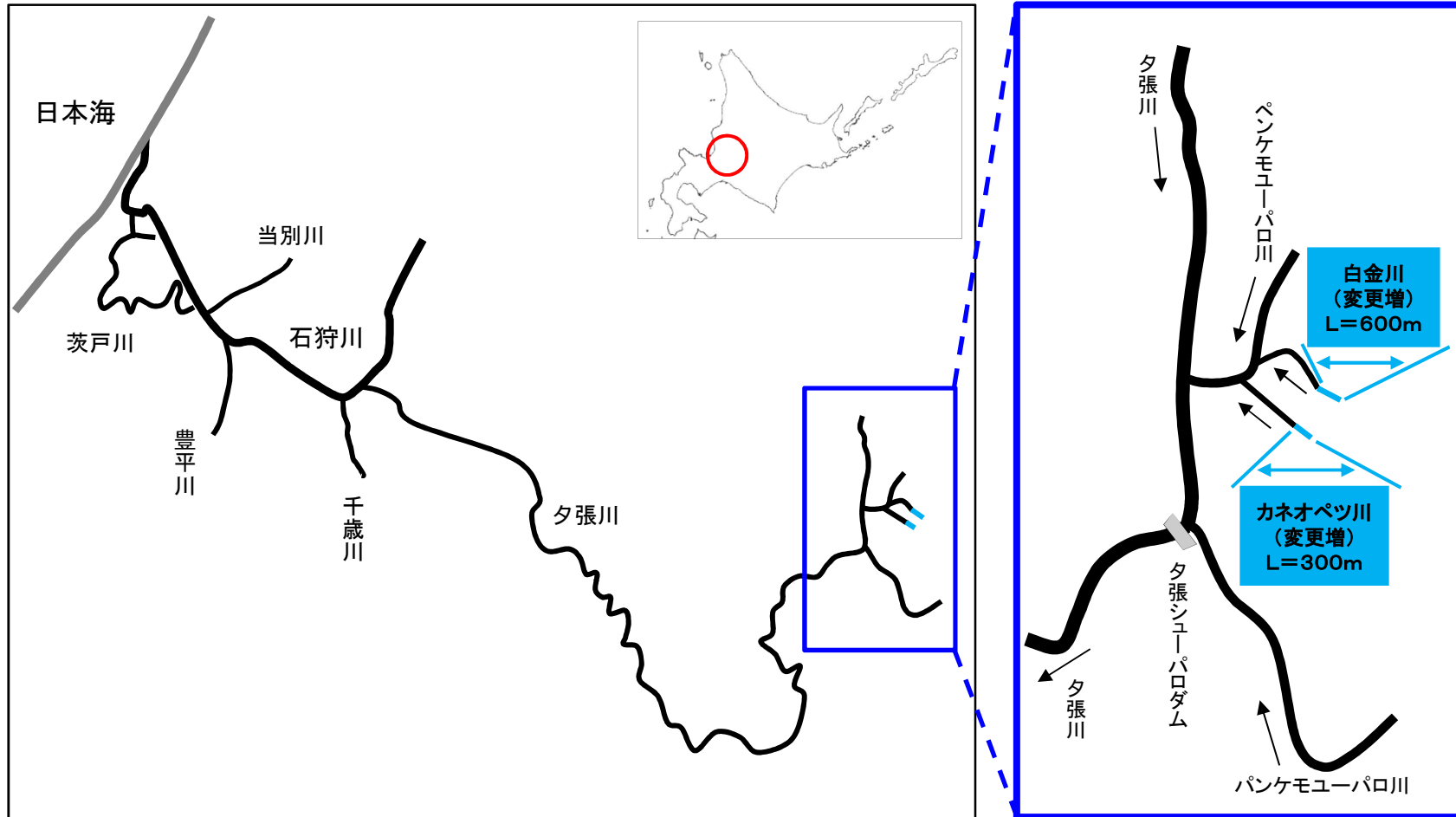
北海道夕張市の夕張シューパロダム建設に当たり、平成4年度にダムの影響が及ぶ河川の区間について一級河川の指定を行っている。ダムの計画変更により、堤体の高さが当初の計画より高くなったことから、ダムの影響が及ぶ河川の区間が変更となるため、カネオペツ川及び^{がわ}白金川^{しろがねがわ}について一級河川の指定(変更)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「※1. 一体として管理する区間の変更」

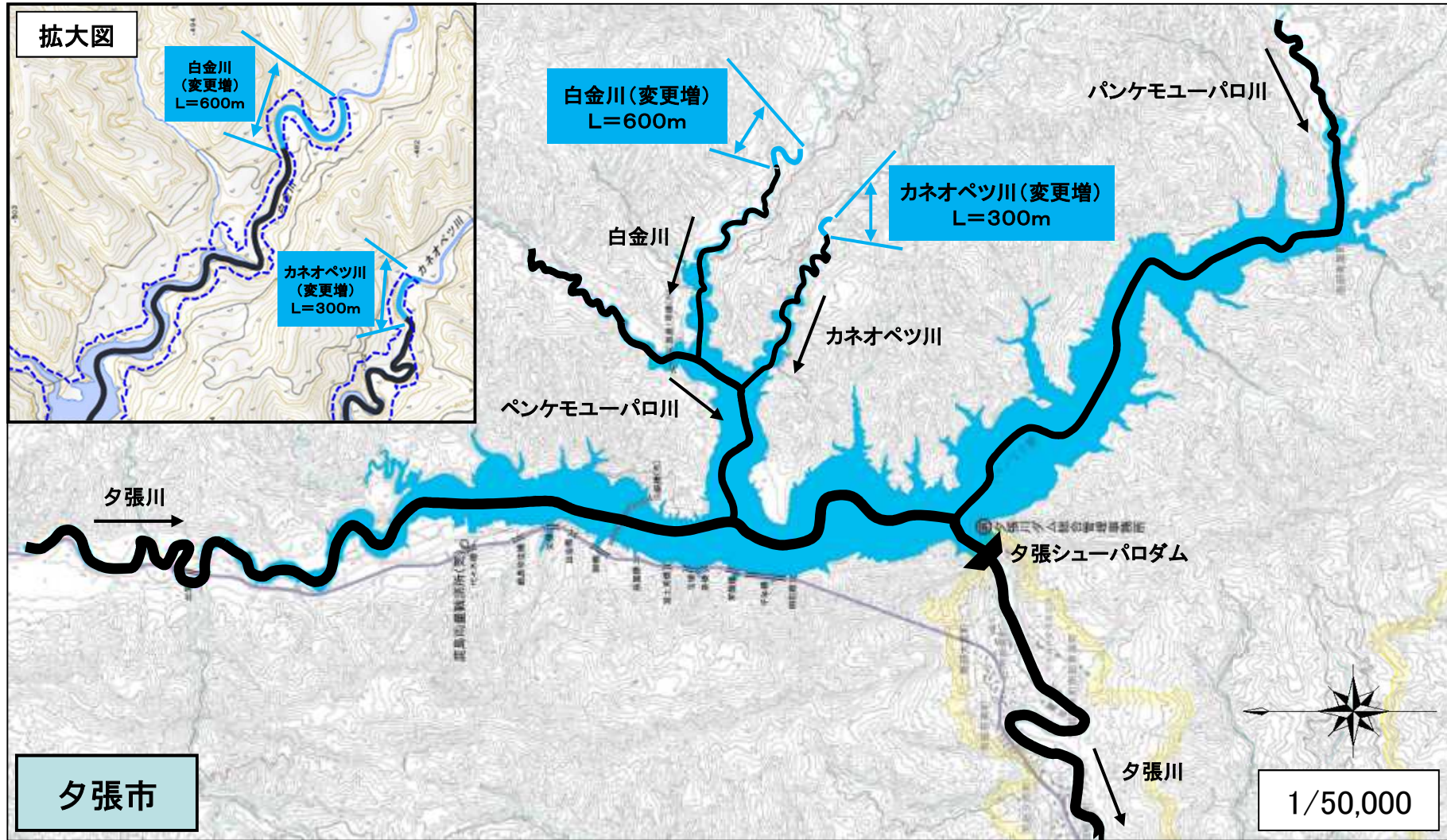
～カネオペツ川、白金川指定の経緯～

- ・平成 4年度 一級河川の指定(新規)
- ・平成 7年度 夕張シューパロダム建設工事着手
- ・平成26年度 夕張シューパロダム建設完了
夕張川河川整備計画(ダムの諸元等)の変更
- ・令和 5年度 一級河川の指定(変更)

石狩川水系略図(カネオペツ川、白金川)



石狩川水系カネオペツ川、白金川 位置図



②阿武隈川水系阿由里川^{あゆりがわ}

河川指定等の概要

福島県西白河郡矢吹町の阿武隈川水系阿由里川^{あゆりがわ}では、平成23年台風第15号、令和元年東日本台風により浸水被害が発生したことから、洪水氾濫を防止するため、令和6年度より広域河川改修事業の実施を予定している。この改修事業計画では、浸水被害が発生した一連の区域において、阿由里川の改修を行うこととしている。

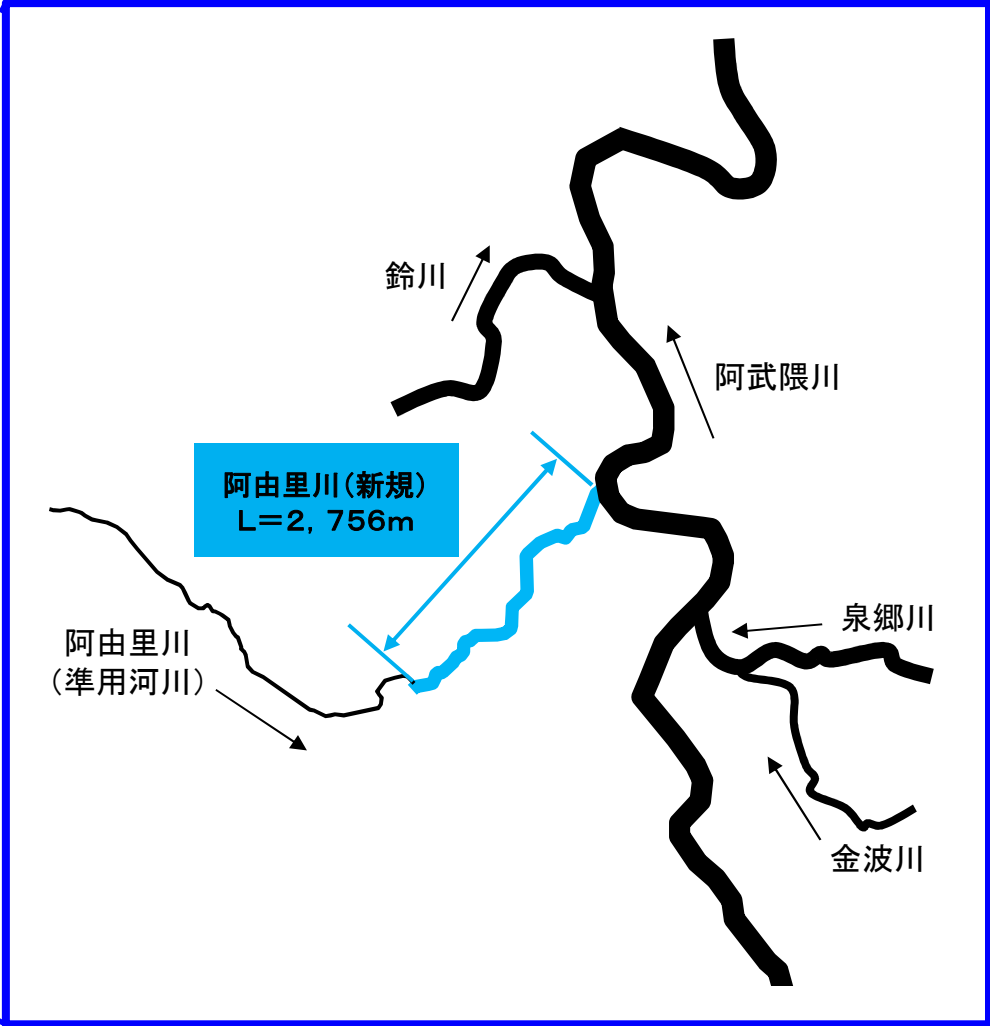
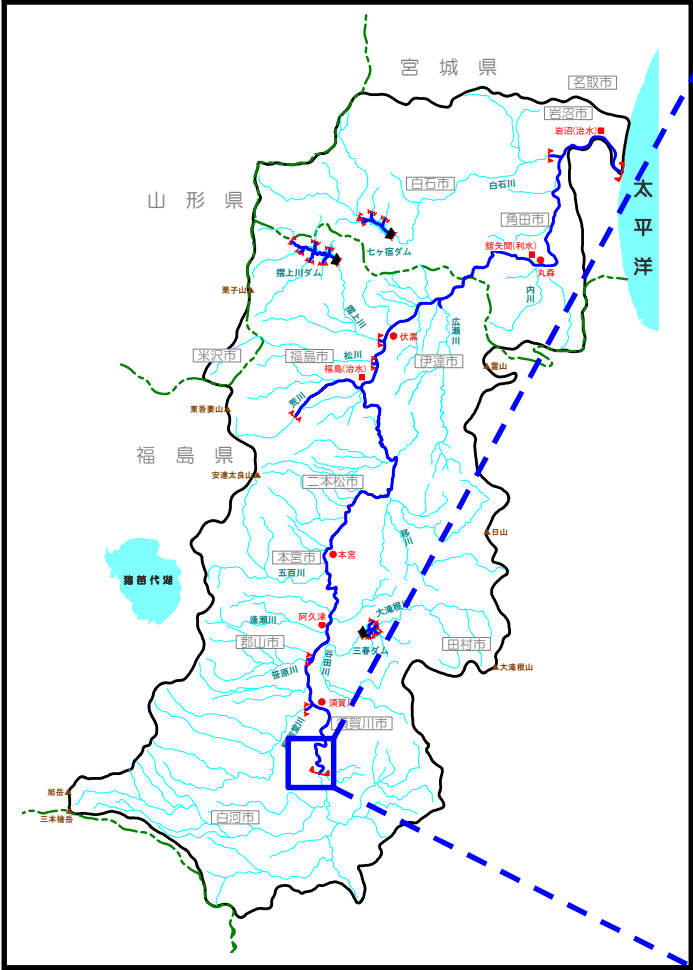
このため、現在準用河川である阿由里川の必要区間について、一級河川の指定(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「1. 整備の必要がある区間」(河川工事)

～阿由里川指定の経緯～

- ・ 昭和50年度 矢吹町が準用河川の指定
- ・ 平成23年台風第15号、令和元年東日本台風により浸水被害が発生
- ・ 令和5年度 一級河川の指定(新規)
- ・ 令和6年度 阿由里川広域河川改修事業着手(予定)

阿武隈川水系略図(阿由里川)



阿武隈川水系阿由里川 位置図



③利根川水系小藪川^{こやぶがわ}

河川指定等の概要

栃木県鹿沼市の利根川水系小藪川^{こやぶがわ}では、浸水被害を繰り返してきたことから、平成23年度より河川改修事業に着手し、平成25年度より河道流量を調節し、浸水被害を軽減させるための調節池整備工事を上流端付近において実施している。

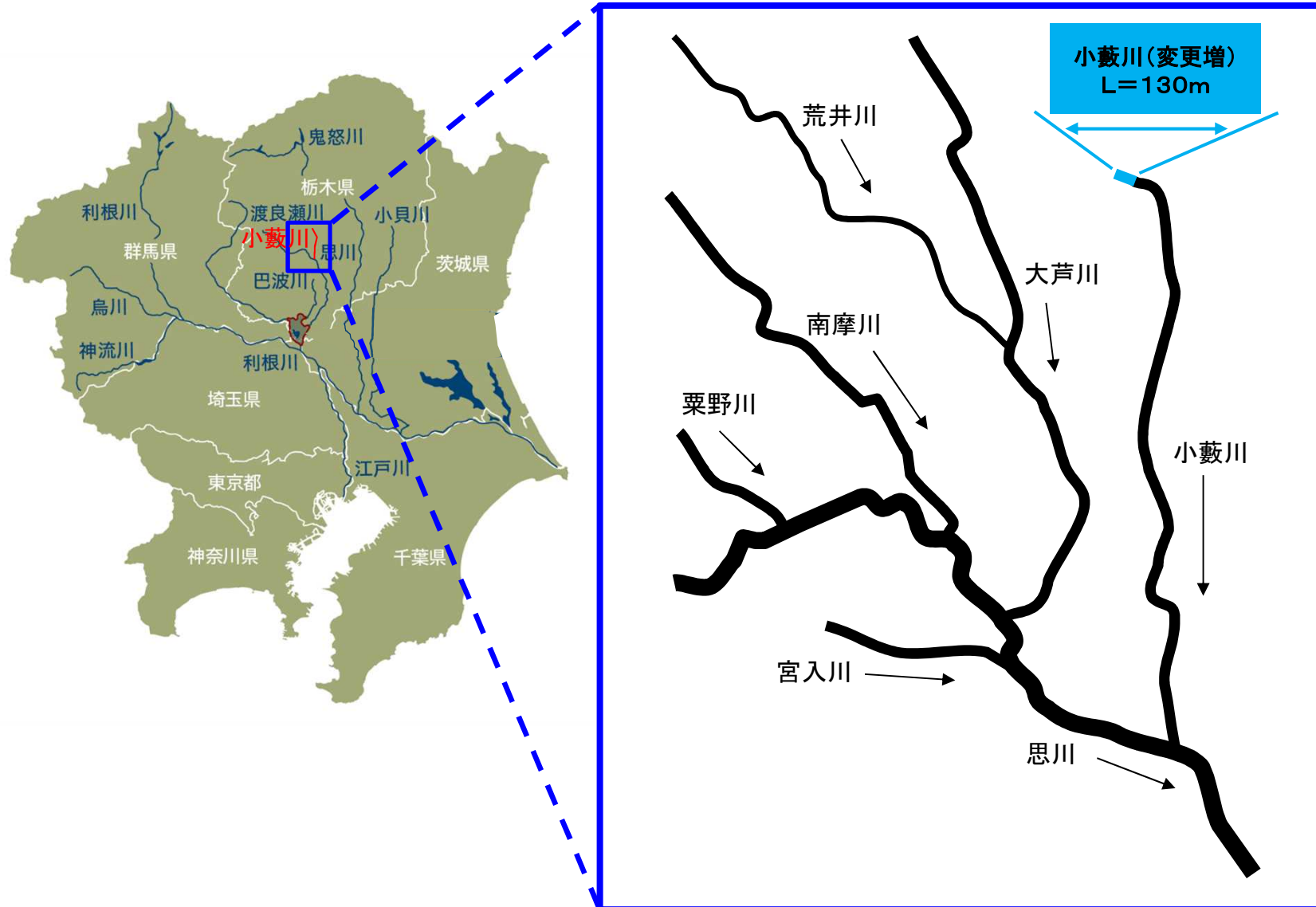
当該調節池整備工事が令和4年度に完了したことから、一級河川の指定(変更)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「4. 河川管理施設が存する区間」

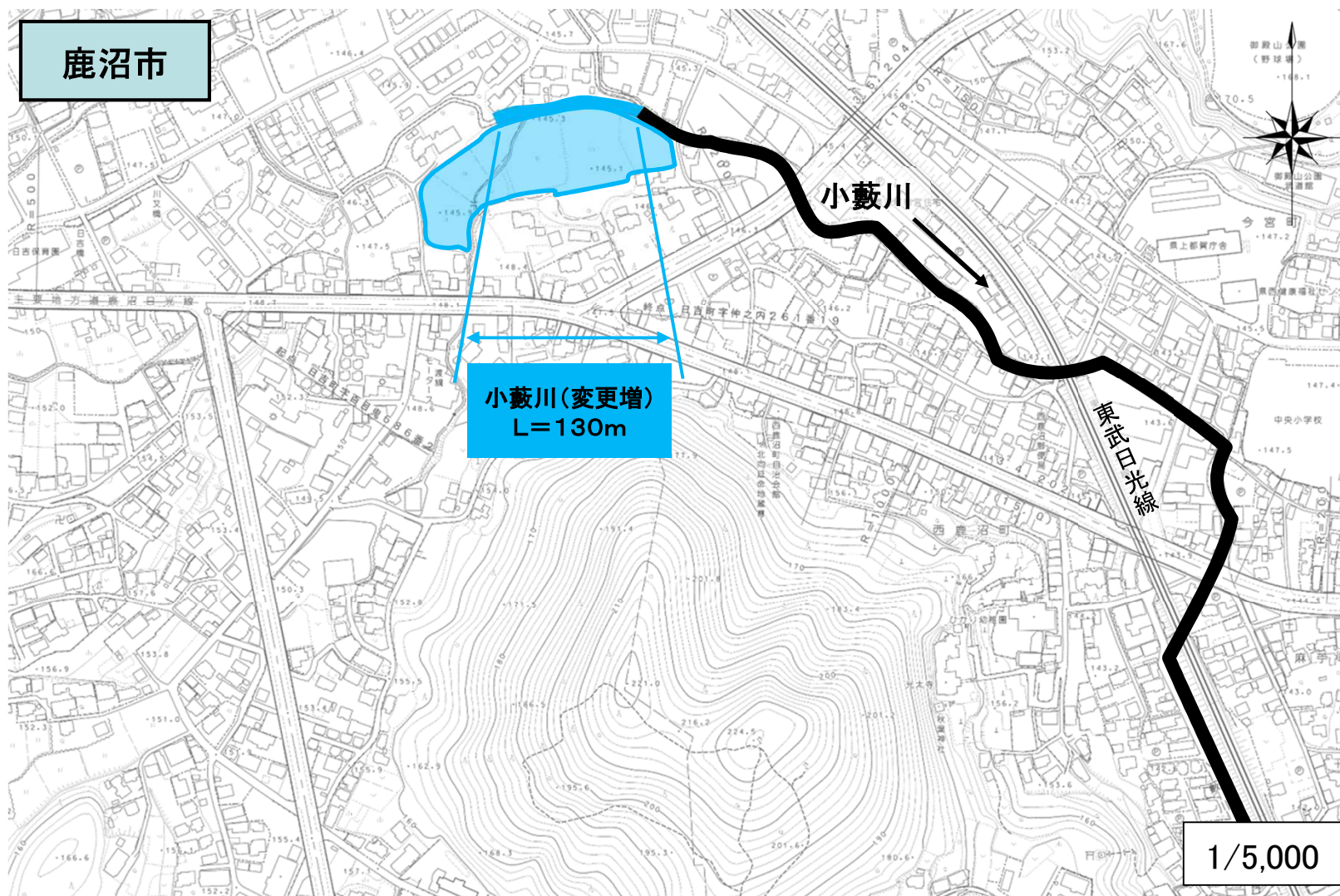
～小藪川指定の経緯～

- ・ 昭和40年度 一級河川の指定(新規)
- ・ 平成23年度 小藪川河川改修事業着手
- ・ 平成25年度 調節池整備工事開始
- ・ 令和4年度 調節池整備工事完了
- ・ 令和5年度 一級河川の指定(変更)

利根川水系略図(小薮川)



利根川水系小藪川 位置図



④筑後川水系ほうしがわ法司川

河川指定等の概要

ほうしがわ福岡県小郡市の筑後川水系法司川では、九州縦貫自動車道おごおりとすみなみ小郡鳥栖南インターチェンジの整備に伴い、令和2年度より法司川上流端周辺の付替工事を実施している。

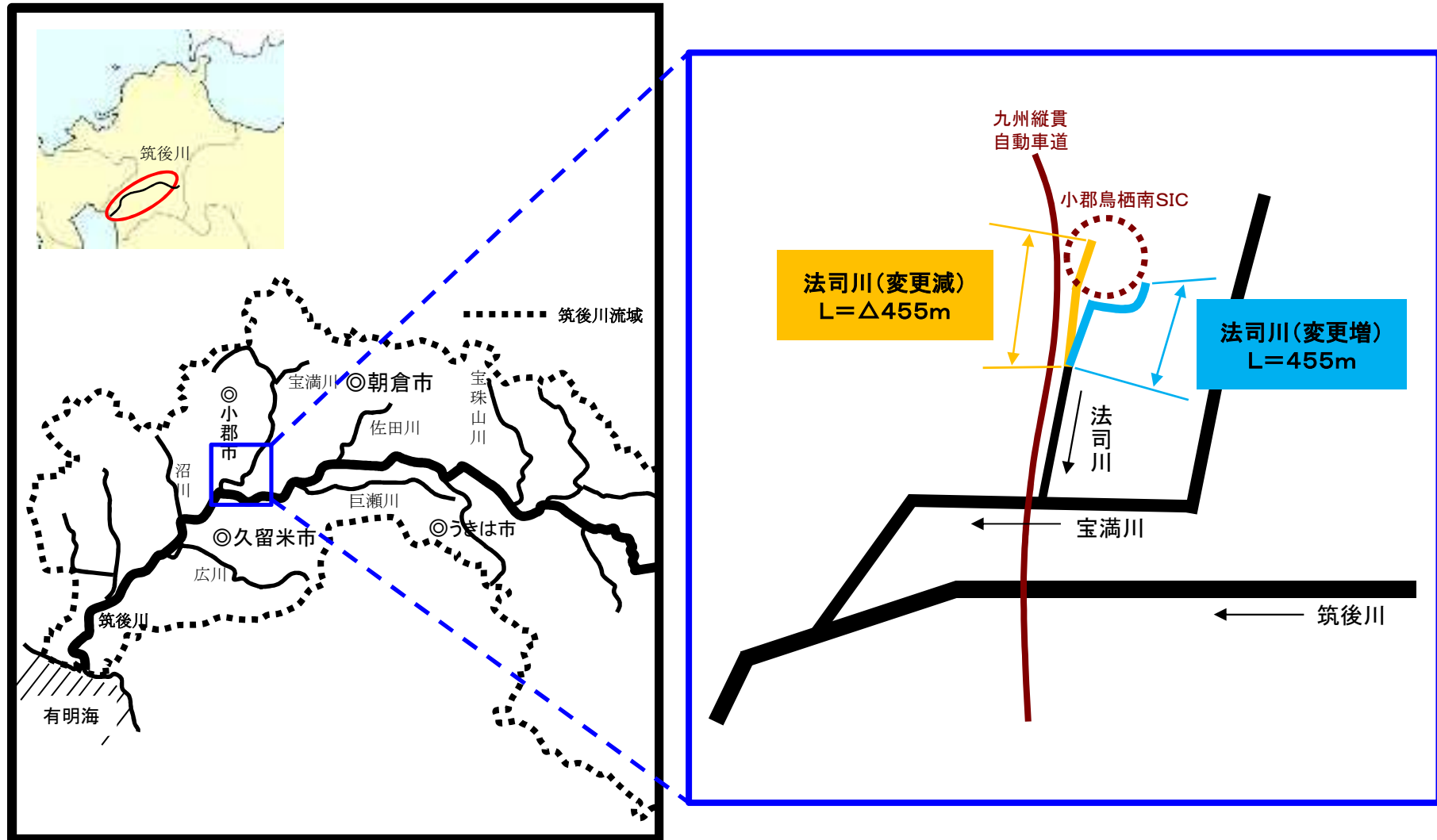
当該付替工事が令和4年度に完了したことから、一級河川の指定(変更)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「※1. 流路の変更」

～法司川指定の経緯～

- ・昭和45年度 一級河川の指定(新規)
- ・平成30年度 小郡鳥栖南IC新規事業化
- ・令和2年度 法司川付替工事着手
- ・令和4年度 法司川付替工事完了
- ・令和5年度 一級河川の指定(変更)

筑後川水系略図(法司川)



筑後川水系法司川 位置図

